

証券コード 3984
2024年9月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年8月29日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社ユーザーローカル
代表取締役 伊藤将雄

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.userlocal.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「その他」「株式情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www.2jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ユーザーローカル」又は「コード」に当社証券コード「3984」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をご活用いただけます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後掲の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、**2024年9月19日（木曜日）午後6時30分まで**に議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月20日（金曜日）午前10時
（受付開始時間 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスカンファレンス
アネックス棟3階 ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第19期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※株主総会に先立ち、目的事項（報告事項及び決議事項）に関するご質問を当社ウェブサイトお問い合わせフォーム（<https://inquiry.userlocal.jp/form/?type=ir>）にて受け付けさせていただきます。株主番号を本文中にご記載のうえ、2024年9月13日（金曜日）午後6時30分までにお寄せください。すべてのご質問に回答することはお約束いたしかねますのであらかじめご了承ください。

※本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【事業報告】

新株子約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針

【計算書類】

株主資本等変動計算書、個別注記表



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年9月20日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時半）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年9月19日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで



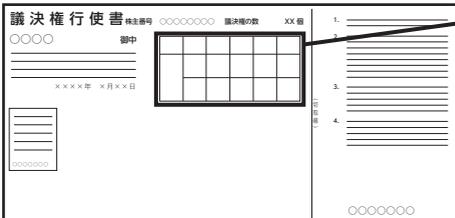
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年9月19日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○ ○ ○ ○ 印中

× × × × 年 × 月 × × 日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5～8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

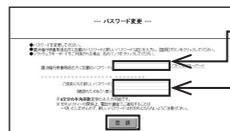
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 0120-768-524
 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額129,309,840円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年9月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役へ業務執行権限の委任を通じ、意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設いたします。

- (2) 当社は、事業拡大に伴う人員増加に対応し、経営効率の向上を図るため、2025年3月に本店を移転する予定となっております。したがって、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都品川区から東京都港区に変更するものであります。

また、本変更につきましては、移転までの間の本店の所在地は現在の地であることから、その経過措置として附則を定めるとともに、効力発生日経過後に当該附則を削除するものであります。

- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第35条（剰余金の配当等の決定機関）及び第36条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第9条（自己株式の取得）、第40条（期末配当金）及び第41条（中間配当金）を削除するものであります。
- (4) その他、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。
- (5) 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 当会社の社外取締役は1名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(補欠取締役の選任)</u></p> <p><u>第20条 当社は、法令又は本定款に定める取締役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において取締役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠取締役の選任方法は第19条第2項及び第3項を準用する。</u></p> <p><u>3. 補欠取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条（条文省略）</p>	<p>第21条（現行どおり）</p>
<p>（取締役会の招集通知）</p>	<p>（取締役会の招集通知）</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、各<u>取締役及び各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>（取締役会の決議方法等）</p>	<p>（取締役会の決議方法等）</p>
<p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p><u>(選任)</u> <u>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠監査役の選任)</u> <u>第31条 当社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> <u>2. 補欠監査役の選任方法は第30条第2項を準用する。</u> <u>3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u> 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第39条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
(期末配当金)	
第40条 当社は株主総会の決議によつて毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	(削 除)
(中間配当金)	
第41条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。	(削 除)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
	(剰余金の配当の基準日)
第42条 (条文省略)	第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
	第37条 (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第6章 雑則	第7章 雑則
第43条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(新 設)	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p>
(新 設)	<p><u>(本店の所在地の変更に関する経過措置)</u></p>
	<p>第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、2025年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役5名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者の選任につきましては、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、独立役員を委員の過半数とする指名・報酬委員会での審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	いとうまさお 伊藤将雄 (1973年12月18日) (再任)	1997年4月 株式会社日経BP入社 2000年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2002年4月 みんなの就職株式会社代表取締役 2005年9月 有限会社ユーザーローカル（現当社）設立 2007年8月 当社代表取締役社長（現任）	6,075,600株
2	わたなべかずゆき 渡邊和行 (1982年7月1日) (再任)	2006年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2008年12月 当社入社 2010年10月 当社コーポレートセールス部長（現任） 2014年9月 当社取締役COO（現任）	730,000株
3	いわもとだいすけ 岩本大輔 (1982年8月4日) (再任)	2006年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2014年4月 メタウォーター株式会社入社 2015年10月 当社入社管理部長（現任） 2016年1月 当社取締役CFO（現任）	100,500株
4	まつぎきりょうた 松崎良太 (1968年11月14日) (再任)	1991年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2011年4月 サードギア株式会社設立代表取締役（現任） 2011年11月 株式会社クラウドワークス取締役 2013年2月 きびだんご株式会社設立代表取締役（現任） 2016年1月 株式会社シンクロ・フード社外取締役（現任） 2019年9月 当社社外取締役（現任）	3,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
5	いとうたく 伊藤拓 (1974年10月24日) (再任)	2000年4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所 2007年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任） 2016年4月 ピープル株式会社社外取締役（現任） 2016年6月 株式会社CDG社外監査役 2020年9月 当社社外取締役（現任）	3,000株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 候補者伊藤将雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 3 松崎良太氏及び伊藤拓氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は以下のとおりであります。
- (1) 松崎良太氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで金融業界やIT業界においての幅広い経験とグローバルな見識を有しており、当社の経営に関して客観的かつ中立的な立場からの的確な助言を頂けるものと判断したためであります。
- (2) 伊藤拓氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する高度な専門知識と幅広い経験を有しており、当社の経営に関して専門的な見地からの助言を頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 5 松崎良太氏及び伊藤拓氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松崎良太氏が5年、伊藤拓氏が4年となります。
- 6 当社は、松崎良太氏、伊藤拓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 7 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役にならねば再任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 8 当社は、松崎良太氏及び伊藤拓氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	わたなべともみ 渡辺智美 (1977年6月24日) (新任)	2001年4月 東京三菱証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2004年11月 日本ポール株式会社入社 2006年7月 アーンスタンドヤングファイナンシャルサービス株式会社入社 2008年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)転籍 2015年9月 当社常勤社外監査役(現任)	25,600株
2	なかむらよしかず 中村賀一 (1973年3月11日) (新任)	1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年7月 平田公認会計士事務所入所 2004年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役 2014年12月 株式会社ネオキャリア社外監査役 2015年9月 株式会社イデアル社外監査役 2016年1月 当社社外監査役(現任) 2021年10月 株式会社カラダノート社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス代表取締役(現任)	192,000株
3	たなかひろゆき 田中裕幸 (1970年10月22日) (新任)	1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1999年4月 司法修習修了弁護士登録 2001年4月 公認会計士登録 2004年11月 田中法律会計事務所開設(現任) 2016年1月 当社社外監査役(現任) 2017年3月 ビープラッツ株式会社社外監査役(現任) 2020年6月 株式会社Will Smart社外監査役(現任)	20,700株

- (注) 1 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 2 渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は下記のとおりであります。
- (1) 渡辺智美氏を社外取締役候補者とした理由は、米国公認会計士として監査法人での実務経験を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 中村賀一氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、他社での取締役としての豊富な経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (3) 田中裕幸氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- 4 当社は、渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
- 5 当社は、渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
- 6 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**ご参考 取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）に関する
スキルマトリクス**

取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏名		企業経営	R&D	マーケティング・ブランド戦略	財務・会計	人事・人材マネジメント	法務・ガバナンス	ESG・サステナビリティ
伊藤 将雄		○	○	○		○	○	○
渡邊 和行		○		○		○		○
岩本 大輔		○			○	○	○	○
松崎 良太	社外	○	○	○	○	○		
伊藤 拓	社外						○	
渡辺 智美	社外				○		○	
中村 賀一	社外	○			○		○	
田中 裕幸	社外				○		○	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）と定めておりますが、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、上記金額と同額の年額200,000千円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第19期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬等と同一の限度をご承認いただくことをお願いするものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役2名。監査等委員である取締役を除く。）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任及び経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び報酬額の水準等を勘案し、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要且つ相当な内容であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役に対する譲渡制限付株式割当のための報酬につきましては、2021年9月22日開催の第16回定時株主総会において、取締役については取締役の報酬額（年額200,000千円以内。ただし、使用人給与分を含まない。）の枠内で年額100,000千円以内（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間8万株以内）としてご承認いただいております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）

（以下、対象取締役とする）に対する譲渡制限付株式報酬として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬額の枠内にて、現在と同額の年額100,000千円以内（普通株式総数年8万株以内）といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、本制度の内容は2021年9月22日開催の第16回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

本議案に係る取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役2名。監査等委員である取締役を除く。）となります。また、本議案は、第2号議案の定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

なお、対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の内容は次のとおりです。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について新株発行又は自己株式の処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株式総数を合理的な範囲で調整します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当

契約」といいます。)を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、3年から6年間の範囲で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に、取締役については当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式割当のための報酬を、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬額（年額50,000千円以内）の枠内にて、年額25,000千円以内（普通株式総数年2万株以内）といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、監査等委員である取締役に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的としており、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役（以下、対象取締役とする）の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合3名となります。また、本議案は、第2号議案の定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

なお、対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の内容は第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」と同様ですので26～27頁をご参照ください。

以 上

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価の高騰や、緊迫するウクライナ及び中東情勢の影響を受け、国内外において依然として先行きは不透明な状況にあります。その一方で、AIが社会に与える影響への関心の世界的な高まりや、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の推進が引き続き社会的に強く意識されています。これに伴い、当社の提供するビッグデータ・AIを活用したクラウドサービスへのニーズも高まっているものと認識しております。

このような状況のもと、当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念を掲げ、SaaS形式で提供するマーケティング支援サービス「User Insight」、「Social Insight」、AIを活用した顧客サポート業務の自動化サービス「Support Chatbot」の品質向上及び販売促進に注力してまいりました。

研究開発活動においては、主に①自社AIアルゴリズム拡充、②既存サービスへのAIアルゴリズム実装、③AIサービスの新規開発に重点的に取り組んでまいりました。特にAIサービスの新規開発では、ChatGPTなど対話型AI・生成AIとのサービス連携や、ビッグデータ分析やAIの技術を用いてあらゆる課題を解決するための商品開発を積極的に進めてまいりました。安定的な基幹システムの構築やAIエンジニア、データサイエンティストの育成にも引き続き注力し、サービス品質のさらなる向上を図っております。

また、営業活動においては、サービスの販売を行う人員を増員するとともに、営業管理体制やカスタマーサクセス体制の強化を行うことにより、事業拡大に向けた新規取引先の開拓等の販売促進活動に努めてまいりました。

以上の取り組みの結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,907,679千円（前期比18.8%増）、営業利益1,728,000千円（前期比25.9%増）、経常利益1,720,151千円（前期比26.7%増）、当期純利益1,185,536千円（前期比24.2%増）となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は16,851千円であり、その主なものは、サーバー機器及びパソコン等の設備の新設によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2021年6月期)	第 17 期 (2022年6月期)	第 18 期 (2023年6月期)	第 19 期 (当事業年度) (2024年6月期)
売 上 高(千円)	2,088,190	2,683,662	3,288,826	3,907,679
経 常 利 益(千円)	850,689	1,018,333	1,357,584	1,720,151
当 期 純 利 益(千円)	615,465	721,892	954,352	1,185,536
1株当たり当期純利益 (円)	39.30	45.42	59.80	73.94
総 資 産(千円)	5,277,278	6,238,978	7,211,745	8,835,192
純 資 産(千円)	4,706,020	5,538,479	6,340,233	7,724,850
1株当たり純資産 (円)	297.81	346.18	396.97	477.91

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第16期(2021年6月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 親会社等との取引に関する事項
該当事項はありません。
- ③ 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① データベースの強化と効率性向上

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析することで、新しい価値を創造し世の中が進化するための製品創出に取り組んでおります。当社の既存製品で活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高くさらなる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えております。

既存分野での活用期待	User Insight	・ Webサイト訪問者の属性分析を更に迅速化・高度化することで、訪問者毎にサイト内容が変化するリアルタイムパーソナライゼーションを実現し、CVRの向上を図る
	Social Insight	・ SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティングオートメーションを図る
	サポートチャットボット	・ 官公庁や企業のカスタマーサポート・社内問い合わせ対応等の自動化による効率化

当社はこれらの活用実現に向けてより多くのデータ蓄積やアルゴリズム開発を進めていく方針です。

② 優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

③ 内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

④ システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

⑤ セキュリティの継続的な向上

当社システムの安定稼働及び継続利用のためには、セキュリティ管理体制の構築、維持が重要であると認識しております。当社は、ISO/IEC 27001 (ISMS認証)、当事業年度にはISO/IEC 27017 (ISMS認証)を取得し、また、全社員に情報管理に関する研修を実施しております。今後も継続してセキュリティ管理体制の強化に取り組んでいく方針であります。

⑥ 認知度及びブランド力の向上

当社はこれまで、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入していただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。一方で、さらなる成長を続けていくうえでは、当社及び当社サービスの認知度やブランド力を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であるとと考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度及びブランド力のさらなる向上に努める方針であります。

(5) **主要な事業内容** (2024年6月30日現在)

当社は、ビッグデータをわかりやすく分類・解析し、事象間の因果関係をもとに次のアクションに活かすための基盤提供が重要であると考えております。このため当社は、直感的にわかりやすい解析結果として当該ビッグデータを集計・可視化し顧客の「データによる的確な意思決定」をサポートするための解析ツールを開発し、提供しております。

事業区分	事業内容
データクラウド事業	ビッグデータ・AIを活用したマーケティング分析及び業務支援サービスを開発・提供

(6) **主要な事業所** (2024年6月30日現在)

本 社	東京都品川区大崎二丁目11番1号
-----	------------------

(7) **従業員の状況** (2024年6月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102名	9名増	28.9歳	4.4年

(注) 従業員数はパートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,205,800株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は90,200株増加しております。

(3) 株主数 13,616名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊藤 将雄	6,075,600株	37.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,231,000株	7.61%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	789,600株	4.88%
渡邊 和行	730,000株	4.51%
三上 俊輔	353,600株	2.18%
株式会社キーバリュ	200,000株	1.23%
中村 賀一	192,000株	1.18%
東京短資株式会社	175,000株	1.08%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH P/B) (常任代理人 野村證券株式会社)	120,200株	0.74%
本郷 寛	115,400株	0.71%

(注) 1 持株比率は自己株式(42,070株)を控除して計算しております。

2 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	2,000株	2名
社外取締役	4,000株	2名
監査役	7,000株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

特にありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	伊 藤 将 雄	経営・企画全般担当
取 締 役	渡 邊 和 行	COOコーポレートセールス部長
取 締 役	岩 本 大 輔	CFO管理部長
取 締 役	松 崎 良 太	サードギア株式会社代表取締役 きびだんご株式会社代表取締役 株式会社シンクロ・フード社外取 締役
取 締 役	伊 藤 拓	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 ビーブル株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	渡 辺 智 美	
監 査 役	中 村 賀 一	株式会社エンバイオ・ホールディ ングス代表取締役 株式会社カラダノート社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	田 中 裕 幸	田中法律会計事務所所長 ビープラッツ株式会社社外監査役 株式会社Will Smart 社外監査役

- (注) 1 取締役松崎良太氏及び伊藤拓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 常勤監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士として監査法人での実務経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役中村賀一氏及び田中裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、田中裕幸氏は、弁護士としても活躍されており、法律に関する専門性も有しております。
- 4 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役松崎良太氏、取締役伊藤拓氏、監査役渡辺智美氏、監査役中村賀一氏及び監査役田中裕幸氏につきましては、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、その額を超える部分について免責することとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	73,698 (5,377)	60,600 (3,000)	－ (－)	13,098 (2,377)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,550 (14,550)	8,940 (8,940)	－ (－)	5,610 (5,610)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	88,248 (19,927)	69,540 (11,940)	－ (－)	18,708 (7,987)	8 (5)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「八.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

また、2021年9月22日開催の第16回定時株主総会において、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬の額を当該金銭報酬枠の内枠で取締役について年額100,000千円以内（普通株式総数年8万株以内）、監査役について年額25,000千円以内（普通株式総数年2万株以内）と決議しております。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年10月12日開催の取締役会において、役員個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社役員報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、透明性、公平性、客観性をもって、当該事業年度の当社の業績推移、他社水準等を勘案し、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針とします。

b. 取締役の基本報酬に関する方針

取締役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬）、非金銭報酬で構成しております。株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して決定しております。

c. 取締役の非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として譲渡制限付株式を付与することとし、株主総会にて金銭報酬枠の内枠で定めた上限額内で決定しております。

d. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個別の報酬等の配分の決定について、代表取締役が検討し指名・報酬委員会の諮問・答申を経て決定しております。

e. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬）、非金銭報酬で構成しております。株主総会で報酬総額の限度額を決議しており、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定します。

非金銭報酬は中長期的な企業価値の毀損防止、信用維持を図ることを目的として譲渡制限付株式を付与することとし、金銭報酬枠の内枠で上限を定めております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役松崎良太氏は、サードギア株式会社の代表取締役、きびだんご株式会社の代表取締役及び株式会社シンクロ・フードの社外取締役を兼職しております。きびだんご株式会社は当社の取引先であります。一般の取引先と同様の条件であります。なお、当社とその他の兼職先の間には特別な関係はありません。

社外取締役伊藤拓氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員及びピープル株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役中村賀一氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの代表取締役及び株式会社カラダノートの社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役及び株式会社Will Smartの社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松崎良太	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、国際金融業界における経験や経営者としての豊富な知見を踏まえて、当社の経営判断や事業方針、資本政策等、独立役員として客観的な立場から経営全般に対する監督、助言を行っております。
取締役 伊藤拓	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を踏まえて、当社の経営判断や事業方針、資本政策等、独立役員として客観的な立場から経営全般に対する監督、助言を行っております。
監査役 渡辺智美	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回全てに出席し、主に米国公認会計士として培われた専門的な知識・経験などから適宜必要な助言を行っております。
監査役 中村賀一	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。
監査役 田中裕幸	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回全てに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,210,117	流動負債	1,110,342
現金及び預金	7,676,580	未払金	137,212
売掛金	251,762	未払法人税等	399,718
前払費用	218,753	前受金	433,273
貸倒引当金	△1,772	預り金	29,688
その他の流動資産	64,793	未払消費税等	89,530
		その他の流動負債	20,919
固定資産	625,075	負債合計	1,110,342
有形固定資産	40,168	(純資産の部)	
建物附属設備	7,285	株主資本	7,724,850
工具、器具及び備品	32,882	資本金	1,212,126
投資その他の資産	584,906	資本剰余金	1,386,007
投資有価証券	0	資本準備金	1,197,126
差入保証金	239,297	その他資本剰余金	188,880
保険積立金	58,829	利益剰余金	5,179,057
長期前払費用	148,335	その他利益剰余金	5,179,057
繰延税金資産	138,444	繰越利益剰余金	5,179,057
		自己株式	△52,340
資産合計	8,835,192	純資産合計	7,724,850
		負債・純資産合計	8,835,192

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,907,679
売 上 原 価		339,063
売 上 総 利 益		3,568,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,840,614
営 業 利 益		1,728,000
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	214	
そ の 他	1	216
営 業 外 費 用		
株 式 報 酬 費 用	7,994	
そ の 他	70	8,065
経 常 利 益		1,720,151
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,720,151
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	564,347	
法 人 税 等 調 整 額	△29,733	534,614
当 期 純 利 益		1,185,536

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

株式会社ユーザーローカル

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

若山 聡 満

公認会計士

有岡 照 晃

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザーローカルの2023年7月1日から2024年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適

切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月22日

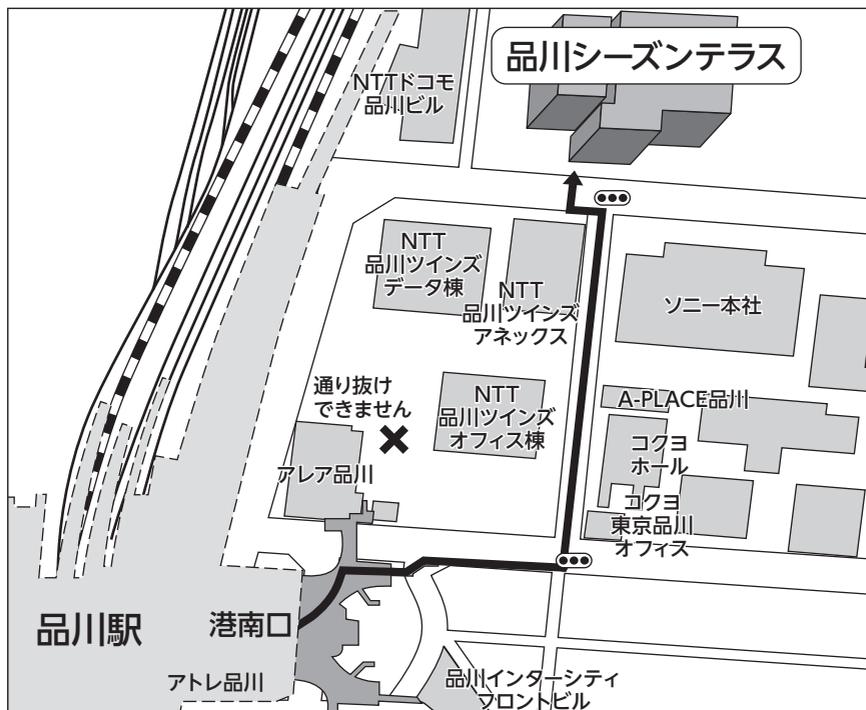
株式会社ユーザーローカル 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 渡 辺 智 美 ⑩
社 外 監 査 役 中 村 賀 一 ⑩
社 外 監 査 役 田 中 裕 幸 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスカンファレンス アネックス棟3階 ホール



交通

最寄り駅：J R品川駅港南口（東口）より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅高輪口より徒歩12分